

## 告 示

### 埼玉県告示第千十六号

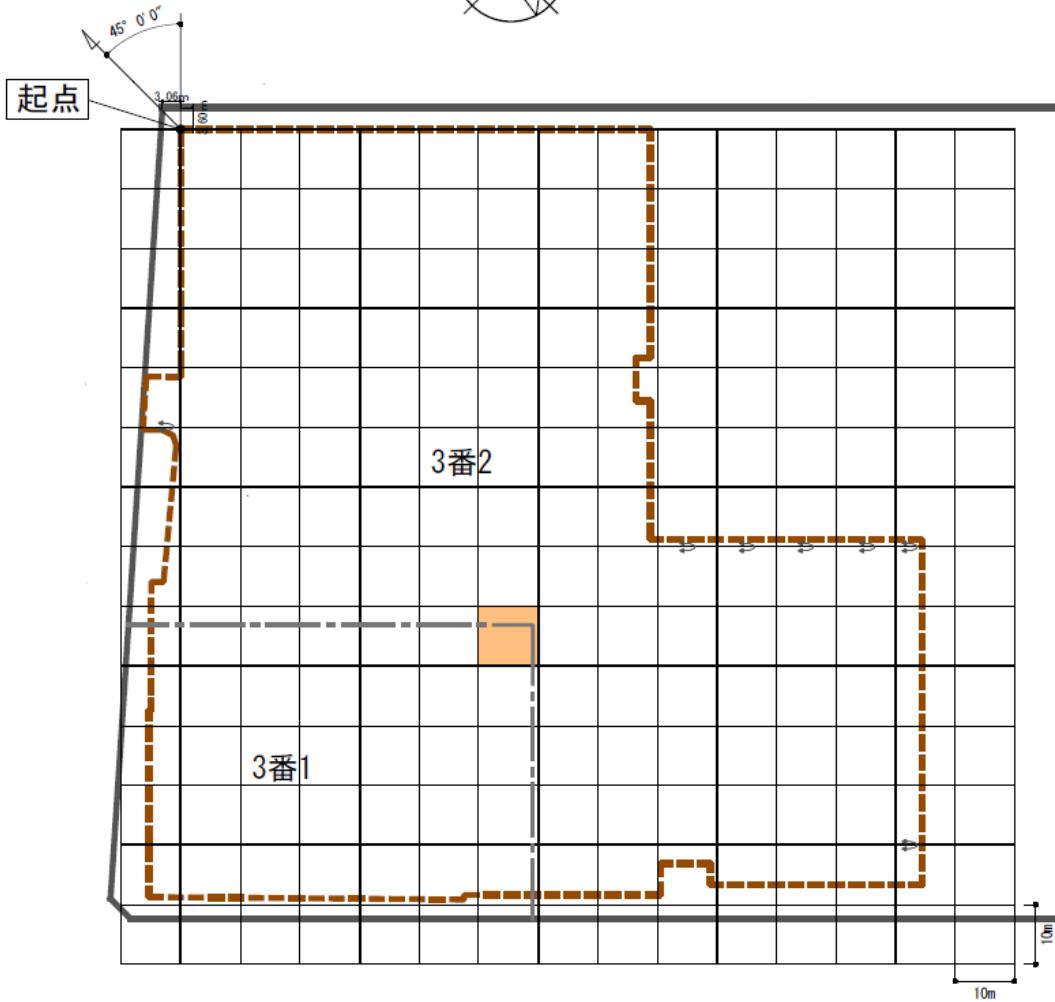
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県坂戸市千代田五丁目三番一の一部及び三番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物

別図



起点  
起点は埼玉県坂戸市千代田五丁目3番2の  
最北端から敷地境界沿い南東に3.06m、  
そこから南西に3.60mの場所に位置する。

格子の回転角度 45° 0' 0"

- : 形質変更時要届出区域に指定する区画
- ⋯ : 調査対象範囲
- : 敷地境界
- - : 地番境界